

第 1 章

静岡市子ども・子育て支援事業計画
について

1 策定の背景と目的

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化の進展や世帯構造の変化により、ライフスタイルや価値観が多様化し、生活環境が変化する中、児童虐待やひきこもりなどの家庭をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題が指摘されています。

また、こどもの自殺やいじめなどの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、格差拡大への懸念なども社会全体の課題となっています。

こうした社会情勢を背景に、令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、「日本国憲法」、「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。

本市では、従前より、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「静岡市子ども・子育て支援プラン」と、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」に基づく「第2次静岡市子ども・若者育成プラン」の2つの計画の下、子ども・子育て及び若者支援施策に取り組んできましたが、こうした施策の一体的な推進を図るため、令和2年度に両計画を「静岡市子ども・子育て・若者プラン」に統合し、子ども・子育て・若者に関する支援施策を展開しているところです。

そうした中、この「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の一部である「第2期静岡市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末をもって終了することから、本計画は、引き続き、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画に行うにあたり、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図ることを目的に「第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画を子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画に行うにあたり、これらの提供体制の確保等を図るための「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。

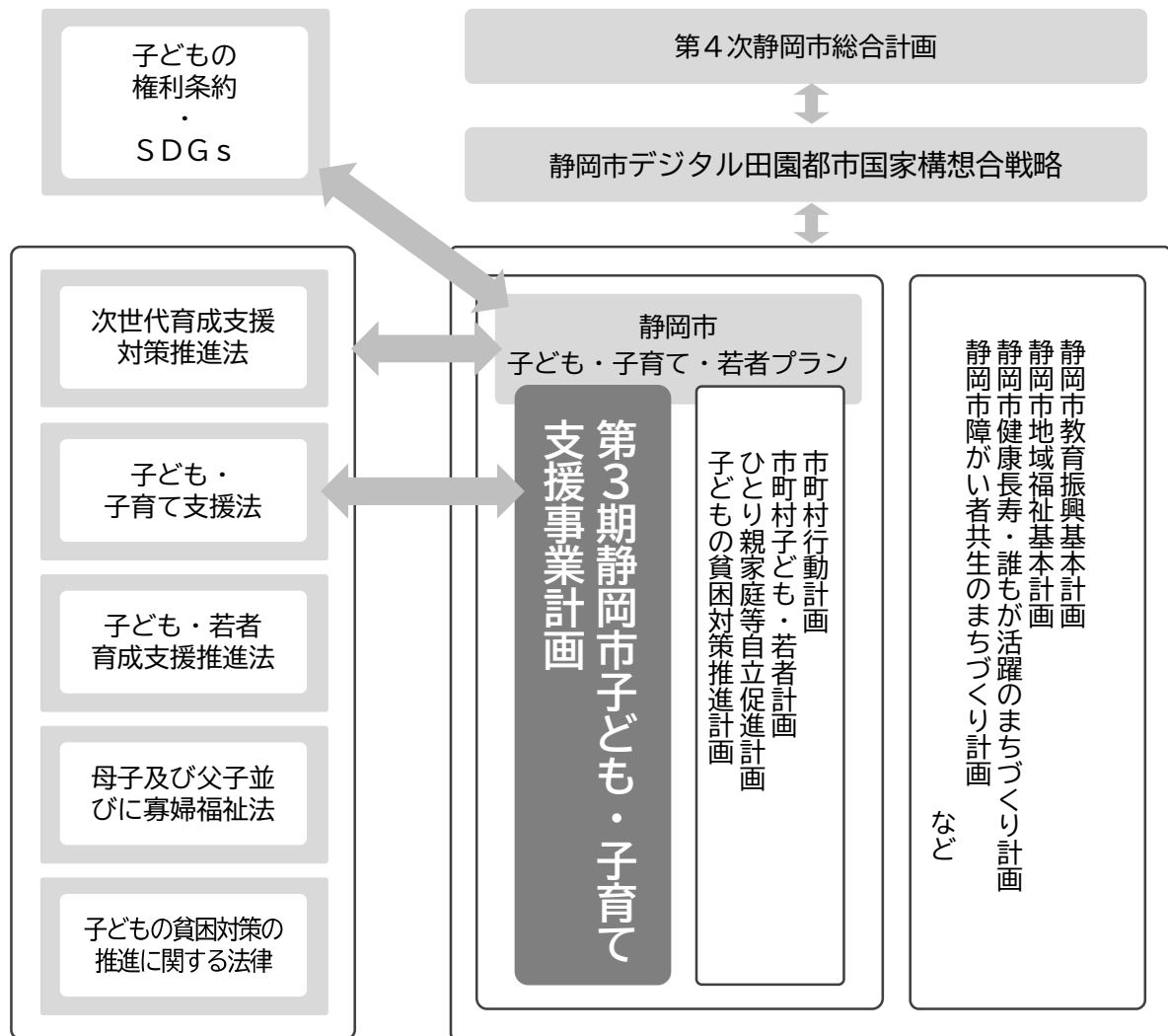
なお、本計画は、「静岡市子ども・子育て・若者プラン」に包含される計画です。「静岡市子ども・子育て・若者プラン」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置づけられています。

また、子ども・若者に関わる様々な支援施策をより総合的かつ効果的に推進するために、「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の一部は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」として位置づけられています。

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」

内 容	根拠法令
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の一部である本計画は、「静岡市総合計画」、「静岡市デジタル田園都市国家構想合戦略」を上位計画とし、また「子どもの権利条約」、SDGsの観点等を踏まえるとともに、「静岡市教育振興基本計画」、「静岡市地域福祉基本計画」、「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」、「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」等、関係する各分野の計画と連携・整合を図ります。また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を推進していきます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

令和											
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
静岡市子ども・子育て・若者プラン							次期計画				
○ 市町村行動計画											
○ 市町村子ども・若者計画											
○ ひとり親家庭等自立促進計画											
○ こどもの貧困対策推進計画											
○ 市町村子ども・子育て支援事業計画（第2期）					市町村子ども・子育て支援事業計画（第3期）						次期計画
第3次静岡市総合計画（後期）			第4次静岡市総合計画（前期）			第4次静岡市総合計画（後期）					

4 計画の対象

本計画における対象年齢は、主に小学生以下の子どもとします。

また、本計画の内容は、本市が認定こども園などの民間事業所、子育て支援団体、地域や企業などと密接に連携・協働して取り組んでいくものです。